

目 次

【 主に国への要望 】

「地域主権」を確立するための要望

地方財源の充実と確保について	2
----------------	---

「医療と福祉」を充実させるための要望

医療に関する施策について	4
介護に関する施策について	6
子育て・少子化対策について	7
福祉施策に係る地方負担の見直しについて	9

「開発と産業」を振興させるための要望

道路の整備促進について	10
地域高規格道路の整備促進について	14
磐越自動車道4車線化の早期延伸について	15
八十里越(国道289号)の整備促進について	17
森林整備と林業振興について	18
農業の振興について	20
企業誘致支援と金融対策支援について	22

「くらしと環境」を豊かにするための要望

安全・安心なまちづくりについて	23
情報通信基盤の整備について	25
過疎地域の活性化について	27
飯豊連峰の世界自然遺産登録について	28
鉄道の充実・強化について	29
交通施策の充実と買い物弱者支援について	31
地域公共交通活性化・再生総合事業の継続について	33

目 次

【 主に県への要望 】

「地域主権」を確立するための要望

会津地方の経済再生に向けた支援について	35
---------------------	----

「医療と福祉」を充実させるための要望

県立病院の整備拡充と医師・看護師の確保について	36
-------------------------	----

「開発と産業」を振興させるための要望

一般国道および主要地方道の整備について	38
会津大学を中心とした産学官連携の推進について	42
工業系の高度産業人材育成機関の設置について	43
只見川電源流域の振興について	44
森林整備と森林資源の活用について	45
農業振興への支援について	46

「くらしと環境」を豊かにするための要望

自然環境の保全対策について	47
県営武道館の建設について	48
県立猪苗代高等学校への総合スポーツ学科新設について	49

主に国への要望

「地域主権」を確立するための要望

地方財源の充実と確保について

国	総務省、財務省
---	---------

市町村が地域住民のニーズに応え、福祉、教育などの生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図っていくためには、地方財政の安定と拡充が必要不可欠である。

近年、地方交付税については、特別加算などにより徐々に回復基調ではあるが、地方財政は長引く経済の低迷による大幅な税収の落ち込みや、社会保障関係費の増大により依然として厳しい状況にあり、会津地方においても、極めて深刻な景気・雇用情勢が続いている。

このような中、政府は、国が用途を限定していた補助金等の一部を自治体の使い道の自由度が高い地域自主戦略交付金として一括交付する方針である。

市町村へは平成 24 年度から段階的に導入するとしているが、先行する都道府県での運用状況等をしっかり把握・検証した上で、市町村の意見を十分反映させた制度設計を国に求めるところである。

また、大雪による幹線道路等の交通網の混乱は、生活物資の配送の遅れなど、住民の生命・財産に多大なる影響を及ぼすとともに、住民生活の安全確保のための除雪・排雪費用の増大は、市町村の大きな財政負担となっているところである。

については、市町村行政において安定的な財政運営が図られるよう、下記事項について、その実現を強く要望する。

記

1. 地方交付税について

(1) 三位一体の改革等で大幅に削減された地方交付税総額の復元・増額を継続すること。

また、法定税率による現行の総額が確保されるまでの間、別枠加算については、同水準を堅持すること。

(2) 現在の地方自治体が直面している国策としての医療、福祉、生活保護、子育て等の社会保障費の急激な増大に対して、地方負担が極めて過重になっていることから、このための財源を的確に把握し、地方交付税に反映させること。

(3) 都市と地方では税収等の財政力に大きな格差が生じている現状に鑑み、普通交付税の算定にあたっては「人口と面積」といった規模だけではなく、地方の実情にあった方法とし、地域間格差を是正するべく予算の確保・充実を図ること。

(4) 地方交付税の原資である法人税の減税に伴い、交付税が圧縮されることの無いよう措置すること。

2. 地域自主戦略交付金（一括交付金）について

- (1) 現行の補助金総額を確保すること。
- (2) 財政基盤の弱い市町村へ配慮した制度とすること。

3. 地方税源の充実について

- (1) 住民生活に直結する行政サービスに係る財政需要の急増に対応するため、地方消費税の拡充を図ること。
- (2) 個人住民税に係る扶養控除見直しに伴う財源は、子ども手当等の財源とすることなく、地方の一般財源とすること。
- (3) 税源移譲による国と地方の税源配分については、結果として市町村の税収減へ結びつくことのないよう検討すること。
- (4) たばこ税は地方にとって貴重な財源であることから、その見直しを検討する際は、地方税が増額となるような措置を講じること。

4. 除雪費財源の充実確保について

過酷な雪国の現状と厳しい財政運営を踏まえ、明確な基準による財政支援制度を確立するとともに、地方の実態に即した恒常的な財源となる地方交付税をはじめとする地方税財源を充実させること。

医療に関する施策について

国	厚生労働省
---	-------

会津地方のみならず、わが国は今、過疎化、少子高齢化が急速に進行しており、これから本格的な人口減少社会が到来する。

このような中、医療従事者不足、保険制度、医療費等、医療に関連する多くの問題・課題がクローズアップされているが、とりわけ地域医療供給体制の充実喫緊の課題である。

現在、自治体病院をはじめとする全国の病院等においては、医師不足が顕著となっており、特に産科医・小児科医の確保は、安心して子どもを産み育てる環境づくりの最重要事項である。

また、医療保険制度についても、今後、将来に向けて安定した運営がなされるよう、国によるしっかりとした基盤強化策が求められている。

については、地域医療が住民にとってなくてはならない社会の基盤であることから、医療崩壊を食い止め、住民に良質な医療を効率的かつ持続的に提供できるよう、下記事項について強く要望する。

記

1. 医療従事者の確保について

- (1) 深刻な医師不足の解消や偏在を是正するため、医師確保について対策を講じること。
特に地域医療を担う医師の育成と地域への定着を図る施策を早急に講じること。
- (2) 産科医・小児科医の確保については、妊産婦が近くの病院で安心して子どもを産み、その後も安心した子育てができるよう、地方の総合病院に対して十分な対策を講じること。
- (3) 病院勤務医・看護師等の労働条件の改善を図る支援策や財政措置を講じること。
- (4) 医療従事者が出産・育児休暇等から容易に復職できるような環境整備について、積極的な支援策を講じること。
- (5) 医療を施す側も施される側も、ともに安心できる公的な無過失補償制度を創設すること。

2. 後期高齢者医療制度の廃止について

- (1) 後期高齢者医療制度の廃止にあたっては、国民へ十分な説明を行い、現場に混乱が生じないようにすること。
- (2) 現制度の廃止並びに新制度への移行に係る経費等については、国の責任において措置し、市町村に新たな負担を求めないこと。

3. 出産育児一時金について

出産育児一時金については、国庫によりさらなる増額を実施し、自己負担の無い出産を実現すること。

4. 不妊治療について

不妊治療に関する情報提供や相談体制を強化しつつ、効果が明らかな治療については医療保険を適用し、支援の拡充を図ること。

5. 子ども医療費無料化について

中学校卒業までの子ども医療費について無料化を図るため、各自治体を実施している医療費助成事業に対し財政措置を講じること。

6. 国民健康保険事業について

保険運営の広域化（都道府県単位）については、国が、県並びに市町村に対し、しっかりとした構想を示し、国主導のもと制度の基盤・体力強化を図ること。

7. 予防接種について

子宮頸がん、インフルエンザ等の予防接種については、早期に定期接種として位置づけ、国において財政支援措置を講じること。

8. へき地医療について

へき地診療所への運営経費補助を拡充するなど、へき地医療への支援を図ること。

介護に関する施策について

国	厚生労働省
---	-------

高齢化が進行している会津地方において、在宅重視を掲げる介護保険制度の導入後も、依然として在宅介護は厳しい環境にある。そのため多くの人が施設への入所を望んでおり、必然的に施設入所待機者は増大し、すぐに利用できる短期入所施設も常に満床状態である。これは、同じ介護度であっても、在宅にのみ支給限度額を設けていることがひとつの要因であると考えられる。

在宅における介護を必要としている高齢者や家族の生活実態としては、高齢者が高齢者を介護する老老介護や、認知症の方が認知症の方を介護する認認介護などの問題も発生し、介護不足が心身状態の悪化につながり、それがまた介護量を増大させるという悪循環に陥っていることも少なくない。

さらに介護者の大半が疲労感や不安感等を感じており、介護が心身に大きな負担を与えていることがうかがえる。そのため行政はもとより、地域全体で支えていく体制作りが必要である。

については、地域の介護環境の向上を図り、介護者も要介護者も生きがいを持って暮らせる社会となるよう、下記事項について積極的な措置を講じられたい。

記

1. 在宅介護への支援について

- (1) 在宅介護に係る支給限度額の拡大、及び支給限度額超過部分に係る利用者負担の軽減並びに介護保険料の軽減を図ること。
- (2) 在宅介護世帯を地域全体でサポートするような取り組みに対し、財政支援を図ること。

2. 介護保険制度について

市町村の厳しい財政運営を勘案し、介護保険給付費に対する国の負担比率を引き上げること。

3. 介護報酬について

指定事業者、特に訪問介護業者に対する介護報酬の加算をさらに実施し、介護労働者の賃金上昇へつなげること。また、これにより介護分野の労働環境向上や雇用創出を図り、介護サービス全般の充実を促進すること。

子育て・少子化対策について

国	厚生労働省、文部科学省
---	-------------

近年における少子化の急速な進行は、経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力の低下などを引き起こし、社会や経済、地域を基盤から揺るがしかねない大きな問題である。

少子化の進行は、ライフスタイルの変化など多くの理由が存在するが、子育てへの経済的負担が大きいことも理由のひとつであり、早急に安心して子どもを産み育てられる環境を整備することが必要である。

については、国のこれまでの少子化対策が、子どもを望む家庭や子育て世帯にとって本当に利活用できる制度やサービスであったかを検証するとともに、下記事項について強く要望する。

記

1. 子ども手当について

子ども手当について、これに要する経費は、人件費・事務費を含め全額国庫負担とすること。

また、自治体の事務負担については極力軽減すること。

2. 保育対策について

- (1) 保育施設の適正な運営確保や耐震化を含む施設整備等に対する十分な財政措置を講じること。
- (2) 幼稚園、保育所を一体化し「こども園」へ移行する際は、現場に混乱が生じることの無いよう十分な準備・対策を講じること。
- (3) 保育所統合により廃所となった施設の利活用・解体費用について、財政支援措置を講じること。
- (4) 認可外保育施設については、さらなる安全確保対策と保育水準の向上策を講じること。

3. 放課後児童対策について

(1) 地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」等、国の所管を一本化し、一体的に推進できる体制を整備すること。

(2) 障がい児の受入れ、指導員の配置、補助基準の基準開設日数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保し、放課後児童対策のさらなる充実を図ること。

(3) 放課後児童クラブにおける事故等に対応する傷害保険制度等について検討すること。

4. 児童扶養手当について

(1) 所得制限限度額を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 長期受給者に対する一部支給停止措置そのものを廃止すること。

5. 「地域子育て支援拠点事業」については、地域の実態を踏まえ、開設日数や職員配置等の補助要件を緩和すること。

6. 障がい児施設と保育所の両施設を利用する児童の保護者に対し、負担軽減措置を講じること。

「医療と福祉」を充実させるための要望

福祉施策に係る地方負担の見直しについて

国	厚生労働省
---	-------

国における障がい者福祉施策の動向として、サービスを市町村が決定する措置費制度から利用者が選択する支援費制度へ、さらには障害者自立支援法へと移行し、利用者の選択によるサービス利用が拡大している。

昨年12月には障害者自立支援法等の改正があり、個別給付内容等の拡大が図られたことにより、対象者の増加も相まって、毎年度の事業費の急激な増加による地方負担の増大、さらには、地方自治体における財政力の差によりサービス提供の地域間格差も拡大している。

また、高齢者や子どもに対するサービスの向上や健康志向の高まりによる予防接種や健診等の拡大に加え、近年の経済状況の悪化により、生活保護世帯の増加等をはじめとする各種扶助費の増大が顕著となっているなか、依然として景気低迷が続く地方にとっては財源が縮小傾向にあることから、義務的に発生するこれらの負担は地方財政に極めて過重なものとなっている。

については、全国的に国の制度として行われる福祉施策に対して、負担区分の見直しをはじめ、国民の生存権に関する施策についてはすべて国の責任において実施されるよう、下記事項について強く要望する。

記

1. 障害者自立支援法に基づく自立支援給付の負担区分について

障がい者の権利保障は国の責務であることを踏まえると、国の負担割合について以前負担していた8/10とし、県1/10、市町村1/10とするなど、障がい者の地域生活の安定並びに市町村財政負担の軽減を図ること。

2. 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業補助金について

地域生活支援事業についても、市町村格差が生じないような仕組みが必要であり、その意味では、自立支援給付同様負担金に位置づけ、負担割合を国8/10とし、県1/10、市1/10とするなど、市町村の負担軽減を図ること。

3. 生活保護法に基づく生活保護費について

生活保護制度は、国民の生存権に関わるナショナルミニマムであり、生活保護法第1条では、すべての国民に対し最低限度の生活を保障することが国の責務であると定められている。生活保護制度の運営が地方公共団体の財政状態等に左右されることのないよう、生活保護費は、国の責任で負担されるべきものである。したがって、職員の人件費を含め国庫による全額負担措置を図ること。

「開発と産業」を振興させるための要望

道路の整備促進について

国	国土交通省
---	-------

会津地方は多くの中山間地域を抱え、自動車交通へ大きく依存している。しかしながら、狭隘な道路が多く、さらに冬期は豪雪のため、たとえ幹線道路であっても車両の対向がままならないなど道路整備の遅れが顕著である。

道路は社会、経済、生活を支える重要で基本となるインフラであり、道路の整備促進は、地域内の産業、経済の発展に大きく資するものである。

また、南会津地方においては、主要道路の急勾配、急カーブが多く、救急救命センター（救急病院）へ1時間以内に到達することができない地域もある。

このため、当地方における道路整備促進は医療、災害ネットワークの充実に直結することから、地域住民の切なる願いである。

については、生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するために、下記事項について強く要望する。

記

1. 道路整備財源の確保について

- (1) 地方の道路整備に係る財源が不足することのないよう、所要額を確保すること。
- (2) 「社会資本整備総合交付金」については、市町村の整備計画に支障をきたす事の無いよう所要額を確保すること。

2. 老朽化した橋梁やトンネルの整備について

長寿命化修繕計画策定に対する財政措置を拡充するとともに、維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実に努めること。

3. 冬期道路交通対策について

- (1) 除排雪及び道路維持に係る所要額を確保するとともに、適時適切な除排雪を行うこと。
- (2) 雪国における安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道除雪の充実、流雪溝や消雪施設の整備等を推進すること。
- (3) 「豪雪地帯対策特別措置法」の特例措置に基づき、特別豪雪地帯における市町村道の整備等を促進すること。

4. 次にあげる一般国道の整備促進を図ること。

また、その際は環境や地域住民の意向を考慮し、パークアンドライド、道路のバリアフリー化、無電柱化などに配慮すること。

(1) 49号 【交通渋滞】

要 望 箇 所	工 種
猪苗代地区：猪苗代拡幅（壺楊～長田）	改築（拡幅）
猪苗代地区：翁島線バイパス（西久保）	改築（バイパス）
猪苗代地区：長浜バイパス（長浜～会津若松市笹山原）	改築（バイパス）
会津若松地区：河東町八田～一箕町船ヶ森	改築（4車線拡幅）
会津若松地区：神指拡幅（神指町北四合～会津坂下町宮古橋）	改築（拡幅）
坂下地区：坂下東道路（会津坂下町宮古～会津坂下町新富町）	改築（拡幅）

(2) 118号 【狭隘・屈折・交通渋滞】

要 望 箇 所	工 種
天栄村鳳坂峠	改築
下郷町（芦ノ原～二川橋）	改築（拡幅）
下郷町（小沼崎地内）	改築（バイパス）
会津若松市（若松西バイパス）	改築（バイパス）
会津若松市大戸町・門田町地内	調査・計画（バイパス）

(3) 121号 【狭隘・屈折・交通渋滞】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市河東町（十文字交差点）	改良
大内宿入口交差点	改良

(4) 252号 【狭隘・屈折・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
三島町早戸字滝原地内	改良（拡幅・スノーシェッド）
金山町滝地内（滝トンネル）	改築（拡幅）
金山町横田二本木橋	改築（架替）
金山町本名地内（本名橋）	改築（架替）
金山町中川～水沼地区	改築（拡幅）
柳津町～只見町只見地内	2次改築（防雪工事）
只見町宮渕地内～六十里越（新潟県境）	改築（防雪工事）

(5) 289号 【狭隘・屈折】

要 望 箇 所	工 種
下郷町南倉沢地内	改築 (バイパス)
南会津町田島地内	改築 (バイパス)
南会津町針生地内	改築 (登坂車線)
南会津町片貝～下山地内	改築 (拡幅)
只見町小林地内	改築 (バイパス)
只見町黒谷地内	改築 (拡幅)
只見町只見地内	改築 (拡幅)
八十里越	改良 (ずい道化)

(6) 294号 【安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市湊町 (原地区)	改築 (バイパス)
会津若松市湊町 (四ツ谷地区)	改築 (バイパス)

(7) 352号 【狭隘・屈折・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
南会津町 (中山峠)	改良 (ずい道化・拡幅・防雪)
南会津町松戸原～福渡間	改築 (拡幅)
南会津町～檜枝岐村上ノ原間	改築 (拡幅・防雪)
南会津町たのせ～耻風	改築 (拡幅)
南会津町内川～大原地内	改築 (拡幅)
檜枝岐村米子～県境金泉橋間	改築 (拡幅・防雪)

(8) 400号 【狭隘・屈折】

要 望 箇 所	工 種
南会津町 (田島第3工区)	改築 (バイパス)
昭和村大芦地内	改良 (拡幅)
金山町坂井地内	改良 (勾配修正)
金山町川口地内	改良 (拡幅)
杉峠 (杉峠工区)	改良 (拡幅)
三島町 (三島大橋～高清水橋)	改良 (拡幅)

(9) 401号 【通行不能・狭隘】

要 望 箇 所	工 種
檜枝岐村七入～群馬県側 (※現在、福島県と群馬県の間は、地続きでありながら自動車で通行できる道路が存在しない日本で唯一の県境である。)	調査・計画
南会津町 山口～古町	改築(自歩道拡幅)
新鳥居峠(冬期通行不能)	改築(ずい道化)
博士峠(冬期通行不能)	改築(ずい道化)
会津美里町高田・永井野地内	改築(拡幅)
会津若松市北会津町(高田橋)～会津美里町(会津高田駅前)	改築(拡幅)

(10) 459号 【急峻・狭隘・交通渋滞・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
西会津町徳沢～杉山間	改築(拡幅)
喜多方市藤沢～喜多方市一郷間	改築(拡幅)
喜多方市一郷～喜多方市見頃間	改築(バイパス)
喜多方市舟引～堂山間(喜多方市)	改築(拡幅)
北塩原村湯平山～長峯間	改築(歩道整備)
北塩原村大府平～剣ヶ峯間	改築(歩道整備)
裏磐梯～猪苗代町樋ノ口間	改築(拡幅)
猪苗代町川上～名家間	改築(バイパス)
五色沼入口	改良(右折レーン設置)

「開発と産業」を振興させるための要望

地域高規格道路の整備促進について

国	国土交通省
---	-------

会津地方では、国道 121 号が地域を縦貫する主要道路となっているが、全線の大半が 2 車線区間であり、また、山岳・急峻地帯を通過するため狭隘で屈曲箇所も多く交通に不便をきたしている。

さらに、平成 20 年 9 月に国道 289 号甲子トンネルが開通し、観光シーズンのみならず、週末には交通渋滞が発生することもあり、救急車両の通行はじめ、地域住民の生活に大きな支障を来している。

「会津縦貫北道路」については、平成 21 年 10 月に塩川 IC から湯川北 IC 間 (3.2 km) が供用開始となり、平成 27 年度には全線が供用開始となる予定であるが、地域内に、「会津縦貫北道路」「会津縦貫南道路」「栃木西部・会津南道路」の 3 本の地域高規格道路が整備されると、当地方に国道 121 号に代わる強力な縦軸が形成され、医療・災害ネットワークの充実や交流機能の向上ばかりでなく、磐越自動車道との縦横一体となった高速交通軸により、広大な面積を有する全会津 17 市町村の連携強化と地域振興が図られる。

実際に、東日本大震災発生直後、東北自動車道や国道 4 号などの幹線道路が一時的に通行不能となる中、国道 121 号は、被災地への物資・人員輸送に大きな役割を果たしていることから、地域高規格道路整備の必要性は高い。

については、早期の供用開始が図られるよう、下記事項について強く要望する。

記

1. 「会津縦貫北道路」については平成 27 年度の全線供用開始に向け整備促進を図ること。
2. 「会津縦貫南道路」については国直轄権限代行事業として採択し、下記の整備促進を図ること。
 - (1) 下郷町地内の整備区間 (約 9 km) の事業を推進すること。
 - (2) 下郷町～南会津町間の調査区間 (約 9 km) を整備区間へ格上げすること。
 - (3) 計画路線を全線調査区間へ指定すること。
3. 「栃木西部・会津南道路」を早期に計画路線へ指定すること。

「開発と産業」を振興させるための要望

磐越自動車道 4 車線化の早期延伸について

国	国土交通省
	東日本高速道路（株）

磐越自動車道（延長約 213 km）は、太平洋と日本海、福島県と新潟県を結ぶ高速交通の大動脈であり、常磐自動車道、東北自動車道及び北陸自動車道と広域ネットワークを形成し、東北地方南部の経済・産業・文化等の発展に大変重要な役割を果たしている。

また、平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震や、今回の東日本大震災では、復旧支援や支援物資の重要な搬送ルートとして大きな役割を果たしている。

昨今では、高速道路使用料の休日特別割引により、4 車線化延伸のひとつの指標である交通量が大幅に増加しており、会津若松～津川間で、平成 17 年には 1 回しか発生していない自然渋滞が、平成 21 年には 11 回も発生している。

現在、会津若松 IC～新潟中央 JCT（95.2 km）間においては、未だ 2 車線の区間が残されており、当然ながら中央分離帯も無い片側 1 車線の対面通行である。

この区間が 4 車線化されることにより、安全性の確保だけでなく、規制速度の向上（毎時 70km から毎時 80km）による走行時間の短縮が図られ、渋滞発生も抑制できる。

さらに、会津地方が巨大市場である新潟県と 4 車線という大動脈で結ばれることは、当地方の発展に大きく資するものであり、現在、急成長を遂げているアジア諸国への輸出産業振興を図る上でも大変重要な整備である。

については、会津地域をはじめとする沿線地域の振興と、本路線の迅速性・定時性、さらには安全性の確保を図るため、下記事項について強く要望する。

記

暫定 2 車線区間である会津若松 IC～新潟中央 JCT（95.2 km）間を、早期に完全 4 車線化すること。

<資料> 磐越自動車道月別通行台数（日平均）

（単位：台／日）

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
4 月	19,412	18,867	20,201	20,624
5 月	19,622	19,313	21,308	22,220
6 月	17,986	16,917	19,032	19,732
7 月	18,044	17,897	19,929	25,377
8 月	23,395	21,355	24,672	29,597
9 月	19,203	18,150	22,347	25,407
10 月	20,052	20,147	21,955	27,187
11 月	19,237	19,543	20,145	26,108
12 月	16,627	17,314	17,742	22,931
1 月	15,577	16,070	16,851	20,888
2 月	16,672	16,930	17,594	23,347
3 月	17,864	17,974	19,241	17,075
平均	18,648	18,385	20,085	23,379

（東日本高速道路株式会社HPより数値を転載）

「開発と産業」を振興させるための要望

八十里越（国道 289 号）の整備促進について

国	国土交通省
---	-------

国道289号は、新潟県新潟市を起点とし、福島県只見町・南会津町・下郷町の南会津地方、さらに県南地方を貫き、いわき市へ達する横断道路として産業・経済上重要な幹線道路である。平成20年9月21日には、同国道の甲子峠区間が供用開始となったことにより、南会津と県南地域が新たに結ばれ、文化や経済、観光などの幅広い交流を通じた地域ネットワークづくりが進んでいる。

「八十里越」とは、新潟県三条市から福島県南会津郡只見町にかけての延長約20.8 kmの峠越えの道路であり、現在、県境部が通行不能となっている。この通行不能区間を含む約11.8kmを国が直轄事業として整備している。

現在、南会津郡只見町の住民にとって、最寄りの救命救急病院は会津中央病院（会津若松市）であり、搬送にはおよそ78分を要することから救急医療が問題となっているが、「八十里越」が開通（交通不能区間解消）すれば、同町と救命救急病院がある新潟県三条市が1時間圏域となり、救命率の大幅な向上につながる。

また、地域の雄大な自然や独自の歴史・文化は重要な観光資源であり、「八十里越」の開通により福島・新潟両県を結ぶ周遊型・滞在型観光の推進が期待できる。

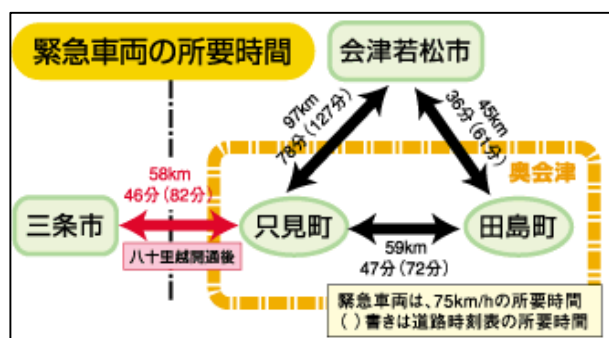
については、下記事項について強く要望する。

記

八十里越の交通不能区間を早期に解消し、国道 289 号の全線開通を図ること。



(新潟県HPより転載)



(国土交通省北陸地方整備局HPより転載)

森林整備と林業振興について

国	林野庁、環境省
---	---------

森林の持つ役割は、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を抑制することはもとより、洪水や渇水を防ぎ豊かな水を提供するなど多面的かつ公益的であり、都市部にもその恩恵が及んでいる。会津地方においても、総面積の約8割を森林が占めており、豊かな自然環境は住民生活に大きく貢献している。

しかしながら、社会及び経済状況の急激な変化と都市部への人口流出により農林業は減退し、地域産業の担い手不足や集落機能の低下が叫ばれている。当地方においても森林の荒廃などによる機能（森林力）の低下が大きな問題となっており、今後、林業の振興と森林の整備を連携させた取り組みが必要不可欠である。

近年、地球温暖化抑制をはじめ環境問題に注目が集まるなか、森林が吸収した二酸化炭素をクレジット化し企業に販売することで、森林整備経費の一部に補填する取り組みも見られる。これらの取り組みは、森林整備財源の確保ばかりでなく地域住民の森林整備や森林が有する公益的機能への意識も高めることができる。

一方、森林病虫害防除については、制度上、森林所有者や市町村が自ら行うこととされているが、伝染的な被害にあったものについて、いわば被害者である森林所有者へ負担を求めることは非常に困難であり、財政状況の厳しい自治体においても十分な対応がとれていない。さらに、紅葉シーズンに、カシノナガキクイムシなどによる被害で茶色に枯れてしまった木々は観光客を失望させ、観光地会津のイメージダウンとなってしまう。薬剤などによる防除法もあるが、価格などの面から思うように対策が進まず、また、森林被害自体が広域的となることも多く、単独自治体による対処についても大変苦慮している。

については、このような地域の実情を勘案し、下記事項について積極的な措置を講じられたい。

記

1. 森林整備等の推進について

- (1) 地球温暖化防止、国土保全、水源涵養、景観形成など森林が持つ多面的・公益的機能を継続的に維持するため、森林整備事業や治山事業などへ必要な財源を確保すること。
- (2) バイオマスエネルギーの利用拡大に向けた総合的な取り組みを推進する観点から、木質ペレット等の需要拡大及び安定供給を進めるためのさらなる支援措置を講じること。

- (3) 担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。
- (4) 森林の放置等により不明確となっている森林境界については、境界を確定するための取り組みを強化すること。

2. オフセット・クレジットへの取り組みについて

自治体と企業が連携しオフセット・クレジットに取り組みやすくするため、手続きの簡素化及び支援制度の充実を図る等、必要な施策を講じること。

3. 森林病虫害の防除について

被害発生確認後の対応は勿論のこと、予防、駆除、樹種転換等の措置においても、国や県による広域的な取り組みを行い、マツクイムシやカシノナガクイムシ、カツラマルカイガラムシによる被害対策を総合的に進めること。

4. 国産材の利用促進について

- (1) 木材の搬出・運搬経費に対し財政支援を図ること。
- (2) 林道・作業道の整備促進を図り、国産材の安定供給を推進すること。
- (3) 国産材を使用した建築に対し、その費用の一部を支援するなどの財政措置を実施すること。

5. 国策としての樹種転換について

国の公共事業として、保水力の高い広葉樹（ブナ・ナラ）への計画的樹種転換を図ることにより、将来的な視野で豊かな森林環境、水資源の維持に努めること。
また、この将来への投資となる公共事業により雇用の創出を図ること。

「開発と産業」を振興させるための要望

農業の振興について

国	農林水産省
---	-------

現在、世界的な食料事情の変化の下、食料の約6割を海外に依存する我が国にとって、国内の農業生産の増大を図ることが最優先課題となっている。

当地方は全国有数の優良な穀倉地帯であり、銘柄米の産地として、良質な米の供給に大きな役割を果たしているが、若年層の農業離れや担い手不足、農業従事者の高齢化など地域の農業経営は衰退の一途にある。

しかし近年、食の安全への意識が高くなっており、国内産農作物の消費拡大や地産地消への機運も高まってきている。

については、農業を基幹産業とする当地方において、農業の担い手が安定した生産と経営ができるよう、下記事項について強く要望する。

記

1. 戸別所得補償制度について

- (1) 主食用米から醸造用酒米（酒造好適米）を切り離し、交付対象となる戦略作物へ加えること。また、戦略作物の生産に係る技術指導を強化すること。
- (2) 地域独自の創意工夫や特産化への取り組みを支援する「産地資金」については、十分な予算を確保すること。
- (3) 農家の生産コストを下げる取り組みや生産性を向上させる取り組みについて、支援策を講じること。
- (4) 規模拡大加算については十分な予算確保を図ること。

2. 食料自給率向上対策について

- (1) 新規需要米の生産拡大に向けては、流通経路の確立等さらなる支援策を講じること。
- (2) 米の消費拡大に関する施策については、さらなる拡充を図ること。
- (3) 学校給食を通じ、米をはじめとした農産物の消費拡大を図るなど、関係者が一体となった取り組みを推進すること。
- (4) 地産地消の推進に必要な支援措置を講じること。

3. 遊休農地等の解消について

遊休農地を解消し農地の集積を図るため、任意組合においても農用地の利用権設定を可能とすること。

4. 農業資源等を活かした交流人口の拡大について

グリーン・ツーリズムや農林漁業体験活動など、都市と農山漁村の交流を推進する施策や農商工連携施策を強力に推進し、国内産農林水産物の消費拡大と地域経済の活性化を図ること。

5. 農道の整備促進について

日本の農業を持続させていくためには、農業基盤である農道の整備は必要不可欠であることから、これまでの制度趣旨を尊重し、整備に係る財源を十分に確保すること。

6. 有機農業の推進について

環境保全型農業である有機農業をさらに振興するために、必要な財源を確保すること。

7. 経済連携協定等への対応について

(1) TPPへの参加を検討するにあたっては、国内農業への大打撃が予想されることから、先ず、海外各国と競争できるような農業基盤の強化を国の政策として明示し、推進すること。

(2) TPPへの参加については、農業関係者、消費者をはじめ、幅広い産業分野から意見を収集し、国民的議論をもって慎重かつ十分に検討すること。

また、関税の撤廃に関しては、自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）における二国間協議の中で取り組むことも選択肢の一つとすること。

企業誘致支援と金融対策支援について

国	経済産業省
---	-------

企業立地促進法が制定され、会津地方においてもこれに基づき、産業の振興と雇用の創出に全力で取り組んでいるところである。

しかしながら、地方においては過疎化・高齢化の急速な進行により体力低下が著しく、全国の自治体が横並びで競争するような現制度では、産業基盤が強い地域と弱い地域の格差は拡大する一方である。

企業誘致は地方の活性化や自治体の税財政基盤の強化に寄与することから、条件不利地域への配慮等、国策として産業の地方分散を促進することが肝要である。

一方、地方では景気の低迷が続いており、既存の中小企業は売上げ減少等により厳しい経営を余儀なくされている。

こうした中、企業の資金繰り支援策として平成 20 年 10 月末から開始された「緊急保証制度」については、平成 23 年 3 月末を以って終了し、本年 4 月以降は従来の制度である「セーフティネット保証制度」に切り替わったところである。

これに伴い、これまでの認定要件であった利益率の減少や、2 年前の売上との比較による認定が出来なくなったほか、対象業種の絞り込みや売上減少率の引き上げなどが行われ、これら認定要件基準の引き上げにより、4 月以降、資金繰りが厳しくなる企業が増えることが懸念されている。

については、下記事項について積極的な措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 企業誘致支援について

- (1) 国内産業の地方分散促進を図るため、大都市への工場立地について制限（工場等制限法や工業再配置法の復活）を設けること。
- (2) 雇用情勢が悪い地域への企業立地に対する法人税率の特例制度を設けること。
- (3) 財政力が弱い自治体が行っている企業誘致制度等へ財政支援を講じること。

2. 地域企業が円滑に資金を調達し経営を存続させていくために、「セーフティネット保証制度」の対象業種を拡充すること。

さらに、認定要件の拡充・緩和を図ること。

安全・安心なまちづくりについて

国	国土交通省
---	-------

近年、地球温暖化の影響と考えられる局地的集中豪雨など、気象の変化が大変激しくなっている。また、各地で大地震への備えも叫ばれており、施策・支援の充実が求められている。

治水対策を考えれば、会津地方の河川整備率は約 50%と低く、阿賀川の堤防は左右岸とも暫定断面の区間や直接水衝部となっている箇所が多い。

さらに阿賀川下流の長井地区には狭窄部があり、洪水のスムーズな流下を阻害しているため度々浸水、冠水の被害を受けている。

特に、平成 14 年の台風による出水では、固定堰である湯川洗堰が洪水流下の阻害となり、上流の湯川橋観測所では計画高水位付近まで水位が上昇した経過もあり、沿川住民の不安は大きい。

また、新潟県境に近い会津西北部（西会津町滝坂地区）は、一級河川阿賀川右岸に位置する面積 150ha、最大すべり深さ 140mに達する国内最大級の地すべりであり、この地区に大規模な地すべり災害が発生した場合、阿賀川本川に河道閉塞が形成され上流域に冠水被害が発生する。さらにこれが決壊すれば、福島県域に収まらず下流域の新潟県まで甚大な被害が予想される。

については、今後、事態発生時の危機管理や早期の復旧・復興策はもとより、事前の防止・抑制策を含め総合的な取り組みが求められることから、住民の安全・安心な生活を確保するため、下記事項について強く要望する。

記

1. 阿賀川の整備促進について

- (1) 阿賀川下流部「長井」地区の狭窄部開削拡幅工事の早期完成を図ること。
- (2) 阿賀川の弱小堤防対策と水衝部等の護岸工事の促進を図ること。
- (3) 湯川洗堰を改築し、出水時に洪水流下の阻害とならない可動堰の実現を図ること。
- (4) 倉楯原堰の取水口は、河川の増水によって、度々取水困難な状況となることから、早急に改修を図ること。

2. 滝坂地区直轄地すべり対策事業の促進について

滝坂地区直轄地すべり対策事業について、さらなる予算額の確保と整備促進を図ること。

3. 治水対策の推進について

局地的集中豪雨等、地球温暖化の影響と考えられる異常気象の多発に備え、観測・広報体制の強化、さらに水防活動への財政的支援の拡充を図ること。

4. 耐震への財政措置について

庁舎や公民館等の公共施設はもとより民間施設、住宅家屋も含め、市町村が積極的に推進・支援している耐震診断・改修に対し財政措置を拡充すること。

情報通信基盤の整備について

国	総務省
---	-----

現在、国においては情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差（デジタルディバイド）を是正するとともに、その利活用を促進し、地域住民生活の向上及び地域経済の活性化を図っているところである。

会津地方では地理的・地形的な条件等で、アナログ放送であっても良好に受信できない地域が多い。したがって直進性がより強くなるデジタル放送への完全移行にあたっては、難視聴地域が発生しないよう万全の対策を取らなければならない。

また、携帯電話サービスエリアについては順次拡大しているが、当地方の山間部では依然として未整備の地区が多く存在している。

テレビ放送や携帯電話は、今や生活に密着した必需品であり、防災・災害・緊急時の通信手段として絶大な力を発揮することから、早急な整備が求められている。

また、国は防災無線についても大規模災害等に備えデジタル化を推進し、全国瞬時警報システムの構築を目指しているほか、消防救急無線のデジタル化移行についても期限を定めて推進しているが、実際に市町村が整備をすすめるためには非常に大きな財政負担が生じる。

については、情報通信格差の是正と住民の安全なくらしの確保のため、下記事項について強く要望する。

記

1. 地上デジタル放送について

全ての住民が地域間格差なく地上デジタル放送によるメリットを享受できるよう、国の責任において必要な対策を講じること。

2. 携帯電話サービスエリア外地区の早期解消について

- (1) 移動通信用鉄塔施設の整備促進により携帯電話等のサービスエリア外地区の早期解消を図ること。
- (2) 財政基盤の弱い地域では施設整備が困難な状況にあることが多いため、国が積極的に財政措置を講じること。

3. 防災無線のデジタル化対策について

- (1) 防災情報施設のデジタル化は、地域住民へ災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため重要な施設整備であるが、市町村にとって非常に大きな財政負担となるため、国や県による補助金制度等の財政支援措置を講じること。
- (2) 消防団波のデジタル化は、災害現場における消防本部と消防団さらには消防団相互の迅速な情報伝達の手段として必要な整備であるが、市町村にとって非常に大きな財政負担となるため、国や県による補助金制度等の財政支援措置を講じること。

4. 消防救急無線デジタル化への財政措置について

- (1) 消防防災施設等整備費補助金の基準額・補助率を見直し、財政措置を拡充すること。
- (2) 防災対策事業債の交付税措置率を大幅に引き上げること。

「くらしと環境」を豊かにするための要望

過疎地域の活性化について

国	総務省
---	-----

過疎対策については、過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）が平成 27 年度末まで延長され、過疎債による財政支援の対象にソフト事業を追加したほか、指定要件の見直しもなされた。

しかしながら人口の減少・流出や雇用環境の悪化等、早急な対策を要する課題は山積しており、今後、実効性のある対策が求められている。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安全・安心に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市地域をも含めた国民全体の安全・安心な生活の実現に寄与するものであり、過疎地域と都市地域が相互に支え合う、新しい「持続可能な共生社会」の形成に資するものである。

については、より地域の実情に合致した取り組みが図れるよう、下記事項について強く要望する。

記

1. 過疎化や高齢化が進行している、いわゆる「水源の里」において、農林畜産業等の振興や集落の活性化等が図られるよう積極的な財政措置を講じること。
2. 医療の確保、交通の確保、雇用の確保、教育環境や道路・上下水道・情報通信基盤の整備等を、広域的な事業による対応も含めて積極的に推進し、安全・安心に暮らせるための生活基盤を確立すること。
3. 産業活動の活性化に必要な高度情報通信基盤、高規格幹線道路等の道路網の整備を図るとともに、企業誘致や企業経営に対する税制等の優遇措置を強化すること。
4. 自然環境、景観等の維持・保全に対する支援を行うとともに、森林の管理、農地の活用、地域資源の活用等、過疎地域の特性を活かした事業を振興し、新たな雇用を創出すること。

「くらしと環境」を豊かにするための要望

飯豊連峰の世界自然遺産登録について

国	環境省
---	-----

国立公園である飯豊連峰は会津地方の北西部に位置し、山形県・新潟県と境を接している。また、2,000m級の高峰が連なる国立公園でもあり、世界的にも稀少な高山植物を含む雪田植生など、氷河期以降の森林形成を示す生態系や、原始的な山地の自然景観等が古来より残る自然豊かな霊峰である。

さらに、周辺一円の信仰の拠り所として地域の人々に親しまれているほか、地元山岳会が主体となった環境保全会議に、環境省はじめ地元自治体、環境保護団体等が参画し、定期的な監視、荒廃地の復旧作業等に取り組んでいる。

については、このかけがえのない飯豊の山々の自然を後世に守り伝えるとともに、地域の活性化につなげて行くためにも、世界が目を向ける世界自然遺産への登録実現に向け、下記事項について強く要望する。

記

1. 飯豊連峰の自然保護・地域振興のため、飯豊連峰を世界自然遺産候補選定に推薦すること。
2. 次回の世界自然遺産候補地に関する検討会について、早期に開催すること。

「くらしと環境」を豊かにするための要望

鉄道の充実・強化について

国	国土交通省
県	生活環境部
	東日本旅客鉄道（株）

会津地方は国土縦走型の交通体系から離れた地域にあるため、鉄道交通の利便性強化が強く求められている。

当地方においては、磐越西線（JR）、只見線（JR）、会津線（会津鉄道）、会津鬼怒川線（野岩鉄道）が運行されており、通勤や通学、さらに高齢者の通院のための移動手段として利用され、運行本数の増加等、利便性の向上が求められている。

また、当地方を訪れる観光客やビジネス客からは、車両空間の快適性や高い居住性も求められており、今後も生活路線と観光路線の両面で強化が必要である。

さらに会津鉄道・野岩鉄道については、現在、福島県と全会津17市町村が一丸となり支援しているが、市町村財政は大変厳しい状況であり、その負担の軽減を図るためには国・県によるさらなる財政支援が必要不可欠である。

については、当地方において重要な役割を担っている鉄道の充実・強化を図るため、下記事項について強く要望する。

記

1. JR磐越西線の充実・強化について

- (1) 観光会津の魅力向上やイメージアップにつながるようリゾート列車の運行について検討すること。
- (2) 郡山～会津若松～喜多方間の（直通）快速列車の増発を図ること。
- (3) 東北・上越両新幹線を結ぶ観光ルート開発のため、郡山～新潟間に特急列車の運行を図ること。
- (4) SLの運行については、地域一丸となって広くPRに努めることから、今後も運行継続を図ること。
- (5) 接続ダイヤの改正と所要時間の短縮を継続して図るほか、平成24年度の会津医療センター（仮称）開院に向け、最寄り駅の利用環境の整備を図ること。
- (6) デュアル・モード・ビークル（DMV）の技術開発を促進し、鉄道空白地帯（喜多方～米沢間、堂島～会津坂下間等）への導入について検討すること。

2. JR只見線の整備及び利便性の向上について

- (1) 観光路線として高い評価を得ていることから、リゾート列車の運行を検討すること。
- (2) 上越新幹線浦佐駅への直通乗り入れを図ること。
- (3) 運転本数の現状維持と利用しやすいダイヤの編成を図ること。
- (4) 同線は、並走する国道252号の一部が冬期通行止めとなることから、豪雪に十分対応できる鉄道路線として安全・定時運行の確保と防雪施設・除排雪車両の整備に万全を期すこと。
- (5) SL及びトロッコ列車の継続的運行を図ること。
- (6) 交通弱者である高校生の通学路線、高齢者の通院路線であるため、冬期運休を減らすよう支社間の連携を一層密にして、大白川～只見の冬期運行を図ること。

3. 会津鉄道・野岩鉄道の利用促進に向けた支援策の強化について

- (1) JR喜多方駅における会津鉄道快速列車の運行本数の増加に努めるとともに、野岩鉄道並びに東武鉄道との連携のもと、鬼怒川温泉駅発新宿駅乗入れ特急列車の運行本数の増加と接続ダイヤの充実に努めること。
- (2) 「風覧望」、「お座敷列車」及び「トロッコ列車」等、イベント列車の喜多方駅乗り入れを増加し、喜多方駅～鬼怒川温泉駅間についても紅葉シーズン等、定期的運行の実現に努めること。
- (3) 国・県において、さらなる支援措置の拡充を図ること。

「くらしと環境」を豊かにするための要望

交通施策の充実と買い物弱者支援について

国	国土交通省、経済産業省
県	生活環境部

地域内を運行している公共交通機関は、交通手段を持たない住民の通学・通院、さらには食料品・日用品の購入など、日常生活に欠かせない移動手段である。

しかし、モータリゼーションの進展等により、バスをはじめ利用者は急激に減少しており、事業者は路線の廃止や減便を余儀なくされるなど、経営が困難な事態にまで追い込まれている。

こうした状況を受け、国では平成23年度から既存の補助制度を見直し、広域的・幹線的路線バスの補助要件を緩和するとの動きがあり、このことにより地方においても国の役割がさらに増すことが期待される。

また、すでに路線が休廃止された地域においては、地域住民の移動手段を確保するため、デマンド型交通システムによる乗合タクシー等が今後ますます重要な役割を果たすことから、支援の拡充が必要である。

特に、地方においては、過疎化・高齢化等の社会情勢の大きな変化に伴い、高齢者が買い物をする場所や移動手段を確保できず、生活用品や食料品などの日常生活に不可欠な物品の購入に支障が生じている。こうしたいわゆる「買い物弱者」への支援・対策については、公共交通機関のみならず、流通事業者や市町村等の地域主体が連携して取り組んでいるが、より積極的な利用を促す事業や継続性のある事業については国の支援が必要であると考ええる。

については、下記事項について積極的な措置を講じられたい。

記

1. 地方バス路線について

県は「市町村生活交通路線」の運行経費について、現行補助制度の補助率の引き上げや補助基準の見直し等、助成措置の拡充を図ること。

2. デマンド型交通システム、コミュニティバスについて

デマンド型交通システム、コミュニティバスに対しては、地域の実態に即した運行ができるよう制度面での柔軟な措置を講じること。

3. 地域公共交通への支援について

地域公共交通は経済・社会活動の基盤であることから、支援の拡充とそのために必要な財源を確保すること。

4. 買い物弱者支援について

買い物弱者を支援する市町村の取り組みや民間事業者のサービスに対して、財政支援を講じること。

「くらしと環境」を豊かにするための要望

地域公共交通活性化・再生総合事業の継続について

国	国土交通省
---	-------

地域公共交通は経済社会活動の基盤であり、住民の移動手段の確保、地域活性化、環境問題等への的確な対応のためにも、地方自治体にとって、その活性化・再生は喫緊の課題となっている。

国は、平成 19 年 10 月「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を施行し、地域公共交通の活性化・再生に主体的に取り組む法定協議会に対し、地域公共交通活性化・再生総合事業により、計画策定費用や計画に基づく事業について 3 ヶ年を限度に支援するとしてきた。

しかし、国は、行政刷新会議の事業仕分けや国土交通省の行政事業レビューの結果を受け、地域公共交通活性化・再生総合事業について「平成 22 年度までに認定を受け、既に着手しているものについては平成 23 年度に限り支援する」こととし、地域への支援に対する方針を転換した。

これにより、当該事業に取り組む多くの地域で実質的に補助が打ち切られる形となり、地域公共交通の活性化・再生へのプロセスが減速することが懸念される。

については、下記のとおり強く要望する。

記

地域公共交通活性化・再生総合事業について、平成 22 年度までに認定を受け、既に着手しているものへの支援については、平成 23 年度までとすることなく、当初の予定通り最大 3 年間、これを支援すること。

主に県への要望

「地域主権」を確立するための要望

会津地方の経済再生に向けた支援について

県	商工労働部
---	-------

現在、会津地方は、かつて経験したことのない極めて厳しい経済状況に直面している。特に雇用環境は回復の兆しが見られず、有効求人倍率も低水準で推移している状況である。雇用環境の悪化は、住民生活に大きな不安と深刻な影響を与えるばかりでなく、人口の流出にも歯止めがかからない状況を招いており、会津全域における活力低下の要因となっている。

また、商業の中心であった大規模小売店舗が相次いで閉店するなど、当地方の経済再生へ向けた取り組みは最重要の緊急課題である。

このような中、県においては「緊急経済・雇用対策プログラム」のもと、国・市町村との連携により対策を推進するなど、重点的な施策展開を図っており、当地方に対する手厚い支援についても深く感謝するものである。

これからの当地方における中長期的な経済再生は、既存産業の振興に加え、新産業の創出並びに企業誘致に取り組むことが重要であり、地元市町村が一丸となり、地域資源を最大限に活用しながら、この難局を打開していく必要があると考えている。

については、下記事項について特段のご高配をお願いしたい。

記

1. 会津地域の特に厳しい雇用情勢に鑑み、当地域で特に要望の多い合同企業面接会を実施すること。
2. 将来にわたる当地域の振興発展と経済再生を図るため、振興局を中心に会津地域の製造業者同士の情報交換、技術交流等を行うこと。

「医療と福祉」を充実させるための要望

県立病院の整備拡充と医師・看護師の確保について

県	保健福祉部、病院局
---	-----------

現在、会津地方では、会津総合（会津若松市）、喜多方（喜多方市）、宮下（三島町）、南会津（南会津町）の4つの県立病院があり、それぞれの病院が地域の中核的医療機関として住民の生命と健康を守る重要な役割を担っている。

しかしながら、当地方の自治体病院だけでなく全国の病院等において、医師不足が顕著となっており、地域ごと、診療科ごとの医師確保が喫緊の課題となっている。

特に産科医・小児科医の確保は、暮らしと命をつなぐ上で大変重要な要件であり、安心して子どもを産み育てる環境づくりの最重要事項である。

広大な面積を有し、過疎化・高齢化が急速に進行している会津地方においては地域医療の充実が住民の切実なる願いである。

については、地域医療が住民にとってなくてはならない社会基盤であることから、医療崩壊を食い止め、住民に良質な医療を効率的かつ持続的に提供できるよう、下記事項について積極的な措置を講じられたい。

記

1. 会津医療センター（仮称）について

- (1) 県立医科大学附属病院として平成25年2月に開院を予定しているが、開院に際しては、地域住民の安全・安心な生活に十分配慮し、医療体制の充実に努めること。
- (2) 喜多方病院機能統合後も、喜多方地方救急医療病院群輪番制に会津医療センター（仮称）を加えること。

2. 会津総合病院、喜多方病院（平成24年度の統合前まで）について

- (1) 診療科目（耳鼻咽喉科・産婦人科・脳神経外科・小児科）の整備充実を図ること。
- (2) 高齢社会に対応した循環器医療、リハビリテーション医療の医師スタッフの確保を図ること。
- (3) 効率的な救急医療、災害医療体制の確保を図ること。
- (4) 会津総合病院の人工透析専門医師の確保と外来透析治療体制の維持を早急に図ること。

- (5) 喜多方病院の整形外科医師及び小児科医師の常勤体制を早急に図ること。
- (6) 会津地域の中核病院として、統合前に、竹田総合病院・会津中央病院とともに救急医療に対し輪番体制を確立すること。

3. 宮下病院について

- (1) 近隣町村の診療所等応援に必要な医師の確保を図ること。
- (2) 眼科の新設を図ること。
- (3) リハビリ機能の新設を図ること。
- (4) 老朽施設の改築整備とともに医療機器の整備を図ること。
- (5) 耳鼻咽喉科、整形外科、神経精神科の診療日数の拡充を図ること。
- (6) 療養病床の確保を図ること。

4. 南会津病院について

- (1) 医師の確保（精神科医、産婦人科医、小児科医の常勤配置）を図ること。
- (2) 療養病床の確保を図ること。

「開発と産業」を振興させるための要望

一般国道および主要地方道の整備について

県	土木部
---	-----

会津地方の発展には、それぞれの地域を有機的に結ぶ地域間連絡道路の性格を有する主要地方道等の整備促進が必要不可欠である。

これらは生活に欠くことの出来ない生命線となっており、安全で利便性の高い交通は地域住民の求めるところである。

また、冬期間通行止めとなる箇所も残されており、住民の生活・産業活動ならびに地域間交流に極めて重大な支障を来している。

については、生活を支えるインフラである道路の整備促進を図り、歩行者の安全と車両の円滑な運行を確保することにより、地域住民の生活と地域経済の安定が図られることから、下記事項について積極的な措置を講じられたい。

記

1. 次にあげる主要地方道の整備促進を図ること。

(1) 米沢猪苗代線 【安全確保】

要 望 箇 所	工 種
猪苗代町沼ノ倉～三ツ屋間	歩道設置

(2) 猪苗代塩川線 【安全確保】

要 望 箇 所	工 種
磐梯町赤枝地内	自歩道の設置

(3) 喜多方会津坂下線 【狭隘】

要 望 箇 所	工 種
会津坂下町三谷地内	狭隘箇所改良
会津坂下町古町川尻地内	交差点改良（右折レーン及び歩道の設置）
喜多方市字一丁目～字大道田区間「ふれあい通り」	改良

(4) 会津坂下会津高田線 【狹隘・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津美里町新屋敷地内	バイパス化

(5) 会津高田上三寄線 【狹隘・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津美里町穂馬地内	拡幅改良・歩道設置

(6) 柳津昭和線 【狹隘・屈折】

要 望 箇 所	工 種
柳津町大字琵琶首～大成沢地内	改良
柳津町大字黒沢地内	改良

(7) 会津坂下河東線 【安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市河東町地内（十文字交差点～JR堂島駅南）	自歩道の設置

(8) 会津坂下山都線 【狹隘】

要 望 箇 所	工 種
喜多方市山都町河原田地内	改築（バイパス）

(9) 会津高田柳津線 【狹隘・屈折】

要 望 箇 所	工 種
柳津町一王町地内	交差点改良
柳津町軽井沢地内	改良
会津美里町赤留地内	改良（バイパス化）
柳津町大字柳津字打越地内	改良
柳津町大字猪倉野字堅ヶ曾根地内	改良

(10) 会津若松三島線 【狹隘・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市神指町	新橋梁建設
会津若松市御旗町地内	改良
柳津町湯八木沢～久保田	改良
柳津町銀山地内	車両通行止め部分改良
三島町宮下上ノ山～大谷字鳥海	改良（バイパス化）

(11) 塩川山都線 【狹隘】

要 望 箇 所	工 種
喜多方市慶徳町新宮	改築

(12) 会津若松裏磐梯線 【狹隘・屈折・延伸】

要 望 箇 所	工 種
磐梯河東IC～一箕町松長間	改良（バイパス化）
北塩原村細野～桧原～金山間	改良

(13) 北山会津若松線 【狹隘・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市河東町福島地内～町北町上荒久田地内	自歩道の整備 改良（バイパス化）
喜多方市熊倉本村～金沢地内	改築（バイパス化含）

(14) 会津坂下会津本郷線 【安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市北会津町古館付近	自歩道の設置
会津美里町本郷前川原地内	自歩道の設置

2. 通行止め区間の早期解消について

- (1) 国道401号博士峠の冬期間通行止めを早期に解消すること。
- (2) 国道400号杉峠の冬期間通行止めを早期に解消すること。
- (3) 国道252号新潟県境の冬期間通行止めを早期に解消すること。

3. 冬期道路交通対策等について

- (1) 県が管理する道路や橋梁、更に各種施設周辺については、一度にまとまった積雪となる近年の降雪状況に鑑み、きめ細かな除排雪体制をとるとともに、適時適切な除排雪を行い、住民生活の安全・安心の確保に努めること。
- (2) 国道252号金山町地内の消雪施設については、只見川河川水を利用しているが、本名地区、滝沢地区については揚水施設の老朽化による能力の低下が見られることから、早期に施設改修を図ること。また、送水管やノズルの不良箇所の修繕を行うこと。

(3) 国道289号、同401号の消雪用水については、伊南川の流路変動並びに河床低下により揚水能力が低下しており、老朽施設でもあることから、施設改修を図ること。併せて、流雪溝整備の促進を図ること。

4. 会津若松・熱塩温泉自転車道線（県道 392 号）の整備促進について

地域住民の健康増進と広域的観光レクリエーション施設としての、「会津若松・熱塩温泉自転車道線」の早期全線供用開始に向け、一層の整備促進を図ること。

「開発と産業」を振興させるための要望

会津大学を中心とした産学官連携の推進について

県	総務部、商工労働部
---	-----------

会津大学は平成5年の開学以来、数多くの優秀な IT スペシャリストを輩出しており、コンピュータ専門の大学として全国的にも知名度がある。

近年、大学は大きな変革期にあり、教育・研究機関としての役割に加えて地域貢献活動にも取り組むことが求められているほか、中小企業にとって大学が持つノウハウ、シーズを活用することは、企業の抱える問題解決のために大きなメリットがあると言われている。

今後、さらなる人材育成を図り、基礎研究から実用化・事業化までの活動を、産学官が有機的に連携・推進することが必要である。

また、会津大学を中心とした IT ベンチャー等の起業者の育成、地域の強みや特長を活かした新産業の創出と既存産業の競争力強化などにより、地域雇用の拡大と地域経済の活性化へつなげていかなければならない。

については、下記事項について特段のご高配をお願いしたい。

記

1. 会津大学では人材交流等の推進のため、学生寮の建設が進められているが、会津大学の研究・世界的な人材ネットワークを核とした人材交流事業を一層促進すること。
2. 地域の特長や強みを活かしつつ、多様な分野との産学官連携活動が行われる拠点として、産学の研究シーズ・ニーズの仲介・連携を促進すること。
3. 会津大学の産学連携窓口機能・体制の強化と充実を促進すること。
4. 福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター及び会津大学周辺へ研究施設併設型のインキュベーション施設を設置すること。
5. 同施設において会津若松技術支援センター研究員や、会津大学教職員、地元企業との交流促進が図れるスペースを設置し、産学官連携を支援する環境を整備すること。

「開発と産業」を振興させるための要望

工業系の高度産業人材育成機関の設置について

県	商工労働部
---	-------

先般の世界的な経済不況の影響から、会津地域においては、基幹産業である半導体産業や自動車関連産業における事業縮小や人員削減等に加え、最近における円高や原油高騰等の影響で極めて厳しい経済状況に直面している。

更に、本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による甚大な被害により、大勢の被災者が、会津地域に避難しており、今後、地域における雇用の拡大と、それに伴う人材育成が喫緊の課題となっている。

このような中、会津地域が将来にわたって持続的な発展を遂げていくためには、地域企業の競争力を強化していかなければならないが、そのためには優れた工業系スキルや社会人基礎力を身に付けた実践力のある工業技術者（以下、「産業人材」という。）を、産学官連携によって育成し、安定的に確保する体制が必要であるが、会津地域には、工業高等専門学校などの工業系の高度な産業人材育成機関が設置されていない状況となっており、地域企業からもその設置について非常に強い要望があがっている。

については、会津地域の更なる経済活性化を推進し、また震災復興を果たすため、下記事項について特段のご高配をお願いしたい。

記

1. 会津地域に、高校卒業者を対象とした工業系の高度産業人材育成機関として、県立テクノアカデミー会津におけるものづくり学科などの高等教育機関を新設し、会津地域において必要とされる産業人材の育成を図ること。
2. 県立テクノアカデミー会津において、地域企業のニーズを踏まえた工業系の社会人向け短期課程を開設し、社会人教育の充実と産業人材の育成を図ること。

「開発と産業」を振興させるための要望

只見川電源流域の振興について

県	企画調整部
---	-------

只見川流域は、国内有数の豪雪地帯であり、流域7町村（檜枝岐村・只見町・柳津町・三島町・金山町・昭和村・南会津町）は、その厳しい自然条件や過疎化・高齢化といった共通の課題を抱える一方、自然、伝統、文化などが昔と変わらず人々の暮らしの中に息づいており、大きな魅力を持つ地域である。

また、水力発電による全国有数の電源地帯であり、長年、都市部の電力安定供給に大きく寄与してきた。さらに今後も、環境負荷の少ないエネルギーの生産地帯として重要な役割を担っていくものである。

しかしながら、近年の景気低迷や雇用環境の悪化等により流域全体の活力が減退しており、若年層の定住促進のための振興策が急務となっている。

そこで、平成元年度に発足した只見川電源流域振興協議会における「歳時記の郷・奥会津」活性化事業を通して産業振興と地域活性化に取り組み、様々な共同事業を展開している。

については、只見川流域の活性化を図るため、下記事項において積極的な措置を講じられたい。

記

1. 「歳時記の郷・奥会津」活性化事業について引き続き支援措置を講じること。
2. より裾野の広い事業に取り組めるよう、ソフト事業に対する支援措置の拡充を図ること。
3. 地域の実情に合致した施設整備等をすすめるため、ハード事業に対する補助金の対象拡大と増額を図ること。

「開発と産業」を振興させるための要望

森林整備と森林資源の活用について

県	生活環境部、農林水産部
---	-------------

森林の持つ役割は、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を抑制することはもとより、洪水や渇水を防ぎ豊かな水を提供するなど、多面的かつ公益的である。

会津地方においては、総面積の約8割を森林が占めており、この豊かな自然環境は地域住民の生活ばかりでなく、県土の保全、災害の防止等公共的な機能を有し、県民生活の向上に重要な役割を果たしている。

一方、これまで森林の維持・整備に大きな役割を果たしてきた過疎・中山間地域においては、少子高齢化と急激な人口減少・流出が進行し、森林の荒廃などによる機能（森林力）の低下が大きな問題となっており、今後、林業の振興と森林の整備を連携させた取り組みが必要不可欠である。

また、近年、地球温暖化抑制をはじめ環境問題に注目が集まるなか、森林が吸収した二酸化炭素をクレジット化し企業に販売することで、森林整備経費の一部に補填する取り組みも見られる。これらの取り組みは、森林整備財源の確保ばかりでなく、地域住民の森林整備や森林が有する公益的機能への意識も高めることができる。

県においては、平成18年度に森林環境税を創設し、県民一人一人が参画する新たな森林づくりに取り組んでおり、今後も効果的な施策展開に期待するところである。

については、森林環境の保全と林業のさらなる振興のため、下記事項について強く要望する。

記

1. 森の再生に向けた取り組みとして、林野公共事業を活用した森林整備を図ること。
2. 森林病虫害対策を推進すること。
3. オフセット・クレジットについて全県的な取り組みを展開し、県内の市町村で森林整備が推進されるように、新潟県や高知県と同様に、県独自のJ-VER制度（森林プロジェクトによるCO₂吸収量をISO14065に適合した外部機関による検証を受け、森林吸収源対策等の専門家で構成される認証委員会を設置し認証する制度）を確立すること。
4. 県内産材の安定供給と流通・消費を支援し、林業の活性化を図ること。
5. 木質バイオマスエネルギー活用の環境整備を図ること。

「開発と産業」を振興させるための要望

農業振興への支援について

県	農林水産部
---	-------

昨今、食料自給率の向上と食の安全への意識が非常に高まっている中、地元産の農作物への関心もまた高まっている。

そこで、地元農産物をブランド化し生産拡大を図り、一方で、消費者の地産地消に対する理解を深め、消費拡大へつなげる取り組みが行われている。本県は、広大な耕地面積を有しており、カロリーベースの食料自給率が8割を超えるなど、食料の生産能力も高い。

しかしながら、若年層の農業離れや担い手不足、農業従事者の高齢化など、課題が山積しているのもまた事実であり、早急な対策が求められている。

また、近年、有害鳥獣による農作物への被害が深刻化しており、特に中山間地域においては、農業生産活動への大きな阻害要因となっている。

については、農業者の生産意欲が増加し、安定した農業経営が図れるよう、下記事項について積極的な措置を講じられたい。

記

1. 農業農村整備に関する事業について、十分な予算確保を図ること。
2. 麦・大豆・そばの生産拡大に対する助成について
県単独事業として、「水田作大豆・麦高生産化拡大推進事業」に続く助成事業の展開を図ること。
また、畑地での作付けも対象とすること。
3. 有害鳥獣対策について
市町村が取り組んでいる有害鳥獣対策について、支援の拡充を図ること。

「くらしと環境」を豊かにするための要望

自然環境の保全対策について

県	生活環境部、農林水産部、土木部
---	-----------------

猪苗代湖をはじめ只見川、阿賀川等は、観光レクリエーションの場として多くの住民が訪れるほか、飲料水や発電、灌漑用水としても利用され、当地方の貴重な資源となっている。

しかしながら、台風・大雨などの自然災害による草木や漂着物等の流入が水質汚濁の一因となっている。

また、過疎化が進む当地方においては、汚水処理事業の重要性を認識しながらも財政的・技術的な理由により、汚水処理施設の未整備地域がまだ多く存在し、これによる生活排水も水質汚濁に影響を与えている。湖などの閉鎖性水域は、いったん水質が悪化すると、その回復に多くの費用と時間が費やされることとなる。

近年、猪苗代湖においては、地元住民や環境保全団体などによる水質改善・保全への取り組みにより、美しい環境への意識が高まってきていることは喜ばしいことであり、今後、豊かな自然環境を求める都市住民との交流を促進することにより、さらなる地域活性化へつなげていかなければならない。

については、全国に誇れる会津の貴重な水資源（水環境）の保全が図られるよう下記事項について積極的な措置を講じられたい。

記

1. 猪苗代湖の環境保全を図るため、流木等は、河川管理者である県が撤去処理を行うこと。
2. ふくしまの美しい水環境整備構想を推進するため、公共下水道事業をはじめ農業集落排水事業等に対し財政的・技術的支援を図ること。
3. 合併処理浄化槽設置に対する補助制度の拡充を図ること。

「くらしと環境」を豊かにするための要望

県営武道館の建設について

県	文化スポーツ局
---	---------

会津地方では、「剣道」「柔道」「弓道」「薙刀」をはじめとする「武道」が、子どもから高齢者まで盛んに行われ、「ならぬことはならぬものです」の精神とともに生涯を通したスポーツとして住民生活に根付いている。

また、国においても平成 24 年度より、中学校教育に「武道」が必修化されることから、そのさらなる振興が期待できる。

しかしながら、既存の施設は複合施設であるため広域・全国レベルの大会等の開催誘致には至りにくく、「武道」を通じた交流やそれに伴う地域の活性化につなげにくい状況である。

については、会津地域はもとより県内の武道振興と、武道専門競技施設整備による地域活性化を図るためにも、下記事項について強く要望する。

記

県内の武道競技振興の拠点となる施設整備のあり方を検討し、会津地方に県営武道館（武道専門競技施設）の整備を図ること。

「くらしと環境」を豊かにするための要望

県立猪苗代高等学校への総合スポーツ学科新設について

県	教育委員会
---	-------

平成21年3月に開催された2009 F I S フリースタイルスキー世界選手権猪苗代大会に代表されるように、スポーツ振興という分野において、豊かな自然を持つ会津地方、特に磐梯・猪苗代・北塩原エリアは世界的にも注目を集めている。

スポーツは、人と人とのふれあいを基本とし、スポーツに携わる人は豊かな心を持つことが望まれている。心の荒廃や自然環境の問題が大きく取り上げられる中で、人間としてのあり方を自覚し、よりよい社会の実現に向けて主体的に貢献できる人材の育成こそが、地域として取り組まなければならない課題でもある。

そこで、スポーツ（特にスキー競技）で輝かしい実績を誇り、県内でも屈指の自然環境を持つ県立猪苗代高等学校に、未来の宝である子どもたちの多様な学習要望に応えるためにも、新たな学科を新設することについて強く要望する。

記

県立猪苗代高等学校に、豊かな自然環境を活かした「総合スポーツ学科」を新設し、スポーツを通じた豊かな人材の育成を図ること。